

※本件は、平成23年3月25日付け（22庁財第1213号）で、文化庁次長から関係教育委員会教育長宛に発出した通知です。

（宛先）北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、山梨県、石川県、愛知県、岐阜県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市教育委員会教育長

東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する 文化財保護法の規定の適用について（通知）

文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第6章に規定する埋蔵文化財に係る事務については、法第184条及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項第5号及び第2項並びに第7条により、都道府県又は政令指定都市の教育委員会が自治事務として行うこととされています。

これらの事務のうち、法第93条、第94条、第96条及び第97条に規定されている届出又は通知に係るものに関し、東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、別紙の取扱いとすることができるものと考えられます。また、その対象とする復旧工事の範囲については、下記の工事が考えられます。

貴教育委員会におかれては、この旨御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。なお、別紙の取扱いとする場合には、被災状況に応じ、この取扱いを適用する期間及びその適用範囲について適切に御判断願います。

また、貴管下の関係市町村に対し、この趣旨に基づき、適切に御指導くださるよう、お願いいたします。

記

- ① 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧
- ② 仮設住宅の建設
- ③ 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
- ④ その他緊急を要する復旧工事

(別紙)

東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について

1 法第93条関係

- (1) 土木工事等のための発掘については、法第93条に規定されている。
- (2) 同条第1項において読み替えて準用する法第92条第1項により、発掘に着手する日の60日前までに届け出ることが必要であるが、同項ただし書により、「文部科学省令の定める場合」は例外とされている。
- (3) これを受けて、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号。（4）において「規則」という。）第3条が定められている。
- (4) 今般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事は、規則第3条第1項第2号に規定する「非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合」に該当すると考えられる。

2 法第94条関係

- (1) 国の機関等が行う発掘については、法第94条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、発掘に係る事業計画の策定前に通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条の制定の趣旨としては、法第93条の特例的な規定であるとされており（「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和50年9月30日付け文化庁次長通達）第五―三参照）、法第93条の規定を参考として、法92条第1項ただし書の規定を類推適用することが可能であると考えられる。
- (4) 以上の解釈により、今般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、事業計画策定前の通知を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

3 法第96条関係

- (1) 遺跡の発見については、法第96条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく届け出ることが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない届出を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えら

れる。

- (5) 以上の解釈により、今般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない届出を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

4 法第97条関係

- (1) 国の機関等の遺跡の発見については、法第97条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない通知を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない通知を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。